

フォームからの質問と回答（2024/5/24説明会分）

質問	回答
部位違いで病名不一致となることはないでしょうか？患者聞き取りで膝と記載したところ病院は腰痛で請求かけていたとのことで病院よりお叱りを受けたことがあります。それ以降レセプトへの記載はせず歴にのみ記載するようにしております。部位は薬局の場合必須ではないとのことです。	ご教示有難うございました。 服薬指導には必要と思いますので、患者様との面談時には必ず確認をお願いします。不都合が出るようでしたら、プロトコルは全て適用されなくても良いかと思います。
一包化も疑義照会は必要でしょうか？	プロトコル対象外です。疑義照会をお願いします。
一包化指示がなく、患者希望でした場合も適用でよろしいでしょうか	プロトコル対象外です。疑義照会をお願いします。
漢方薬のメーカー変更は屋号の変更として変更可能でしょうか？	プロトコル対象外です。疑義照会をお願いします。屋号の変更は後発品で変更可です。
処方箋の薬剤に「変更不可」とあっても、入手困難であれば、屋号の変更は可能と理解しましたが、よろしいでしょうか	「変更不可」を優先してください。 疑義照会をお願いします。
小児科は全て簡素化プロトコル対象外とありましたが、供給不安定な風邪薬の剤形変更も疑義の対象ですか？（例えば、アスベリン散→アスベリンシロップを成分量同量換算して調剤など）	当院小児科からの処方は全てプロトコル対象外です。疑義照会をお願いします。
病院移転後は再契約になりますか？	運用に大きな変更が無いようであれば、再契約なしの方向で検討しております。但し、合意書の書き換え等が必要になる場合があるかもしれません。その際はご連絡いたします。
外用薬で部位、使用回数の記載がない場合は疑義照会は必要でしょうか。よろしくお願い致します。	プロトコル対象外です。疑義照会をお願いします。
琉大では一般名での院外処方箋入力はされないのでしょうか？	確定ではありませんが、新病院では対応できるようにシステムを要望中です。

モーラスの例がございました。モーラスには記載されている通りテープとパップがあります。 テープの規格は20mgと40mg, パップは30mgと60mgです。XRもあります。 https://www.hisamitsu-pharm.jp/medicalsupport/guidance/mohrus/&medical=2 こちらを見ていただくとモーラスの規格がある程度ご理解いただけると思います) このようなものでも疑義照会なく変更が可能ということでしょうか？ ご存知だと思いますが、現在貼付剤の処方には 1、医薬品名、投与総量 2、「1回当たりの使用量及び1日当たりの使用回数」又は「投与日数」を記載する（2、の記載はどちらか一方でよい）。となっています。変更するにあたりこちらの記載も変更になります。	ご教示有難うございました プロトコル対象外です。疑義照会をお願いします。
---	--